

高千穂町

学校における働き方改革推進プラン



令和2年3月
高千穂町教育委員会

目 次

第1章 現状と課題

- 1 はじめに
- 2 高千穂町内の学校における働き方の現状と課題

第2章 基本的な考え方

- 1 学校における働き方改革の目的
- 2 基本方針
- 3 プランの位置付け
- 4 プランの達成目標
- 5 プランの計画期間

第3章 学校における働き方改革推進のための具体的な取組

〈県内一斉の取組〉

- 1 リフレッシュデイ(定時退校日)の設定
- 2 リフレッシュウィーク・学校閉庁日の設定
- 3 部活動の活動時間及び休養日の設定
- 4 教頭の長時間業務解消への取組
- 5 家庭・地域等との連携による業務の役割分担と適正化への取組

〈町教育委員会の取組〉

【取組内容1】学校における業務改善に関する取組

- 1 専門スタッフ等の配置
- 2 校務支援システム等のICTの活用
- 3 小・中学校共同学校事務室の設置
- 4 学校と地域及び関係機関・団体との連携

【取組内容2】勤務時間管理の徹底に関する取組

- 1 勤務時間の管理及び適正化

【取組内容3】教職員全体の働き方に対する意識改革に関する取組

- 1 教職員全体に対する意識改革
- 2 管理職に対する意識改革
- 3 心と体の健康に対する意識改革
- 4 部活動運営に関する意識改革

〈学校の工夫による独自の取組〉

- 1 管理職の取組の推進
- 2 学校全体の取組の推進
- 3 教職員一人一人の取組の推進

第1章 現状と課題

1 はじめに

近年、生徒指導上の諸問題や特別な配慮を要する児童生徒の増加等、学校における課題が複雑化・多様化しており、保護者や地域の学校や教職員に対する期待は、これまでも増して大きくなってきています。

また、各学校においては、新学習指導要領の実施（小学校：令和2年度全面実施、中学校：令和3年度全面実施）を控え、「カリキュラム・マネジメント」や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、小学校高学年の外国語科・中学年の外国語活動の新設、小・中学校における道徳の特別教科化、小学校におけるプログラミング教育の必修化など、多くの新たな内容の実施に向けて準備を進めているところです。

そのような中、本町を含めた宮崎県の学校においては、「学校が多くの業務を抱え込みすぎるとともに、それらの業務を担う教職員も不足しているため、本来重視されるべき授業の充実や児童生徒と向き合う時間の確保が不十分である。」「本来家庭や地域が担うべき内容を含め、学校が抱えている業務に対して、家庭や地域の理解が十分に得られていない。」などの状況が見られます。

このような状況をそのままにしておくと、教職員は多様化・複雑化する日々の業務に追われ、新学習指導要領の趣旨を踏まえた本来の教育活動に専念できないため、児童生徒に十分な力を付けさせることが困難となるとともに、教職員自身も疲弊してしまいます。そして、その結果、学校の教育力が低下し、地域や保護者の信頼を失う状況に陥ることが考えられます。

さらには教職員を志望する優秀な人材の確保が困難になることが危惧され、将来的には本県・本町の教育力が低下することにつながりかねません。

そのような状況に陥ることのないよう、町教育委員会としては県教育委員会と連携しながらこれらの課題を解決し、「学校における教育の質の向上と児童生徒の教育の充実」の実現に向けた対策を講じていきたいと考えます。

そこで、町教育委員会では、国・県の動向等を踏まえ、「高千穂町 学校における働き方改革推進プラン」（以下、「本プラン」）を策定することとしました。

2 高千穂町内の学校における働き方の現状と課題

令和元年5月から7月に実施した「勤務実態調査」により、本町内の小・中学校における働き方の現状と課題は以下のとおりです。

(1) 教職員勤務実態調査の概要

- ① 調査期間 令和元年5月から7月までの3か月間（平日以外の時間外業務も含む）
- ② 調査対象 小学校5校（63名）、中学校3校（46名）

(2) 時間外業務時間の実態について

① 小学校

	5月	6月	7月
45時間未満	57.1%	55.6%	73.0%
45時間以上80時間未満	36.5%	31.7%	23.8%
80時間以上100時間未満	3.2%	11.1%	3.2%
100時間以上	3.2%	1.6%	0%

② 中学校

	5月	6月	7月
45時間未満	50.0%	43.5%	65.2%
45時間以上80時間未満	39.1%	41.3%	32.6%
80時間以上100時間未満	8.7%	8.7%	2.2%
100時間以上	2.2%	6.5%	0%

③ 小・中学校 教頭（8名）

	5月	6月	7月
45時間以上80時間未満	3人	4人	7人
80時間以上100時間未満	3人	3人	1人
100時間以上	2人	1人	0人

(3) 現状と課題

月当たりの時間外業務時間として、厚生労働省が定めるおおむね「過労死ライン」と考えられる時間は、80時間です。また、文部科学省が「勤務時間ガイドライン」で示した月当たりの時間外業務時間の上限の目安は、45時間です。

高千穂町の教職員の時間外業務時間の実態として、約3割から4割の教職員が45時間以上の時間外業務を行っており、月によっては10%近くの教職員が80時間以上を越えています。その中でも特に教頭の割合が高くなっています。

このような実態は、宮崎県教育委員会作成「学校における働き方改革推進プラン」掲載の「県内の学校における働き方の現状」と同じ傾向にあり、教職員の長時間業務への対策は本町においても喫緊の課題となっています。その中でも、教頭の対策は早急に行う必要があると言えます。

第2章 基本的な考え方

1 学校における働き方改革の目的

本プランにおいては、

教職員一人一人が自分の働き方を見直すとともに、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康で誇りとやりがいを持って能力を発揮できる環境を整備

することで、

教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境を実現

していきます。また、そのことを通して、

学校における教育の質の向上と児童生徒の教育の充実

を目指します。

2 基本方針

本プランにおいては、県教育委員会が策定した「学校における働き方改革推進プラン」及び本プランの第1章で示した課題の解決のため、以下の基本方針と4つの取組の柱を中心として取組を進めていきます。

【基本方針】 教職員の長時間業務解消への対策の推進

【柱1】 教職員の事務作業負担軽減

【柱2】 教職員の勤務時間を意識した業務管理

【柱3】 中学校における部活動の在り方の見直し

【柱4】 家庭・地域と連携した学校の役割の明確化

3 プランの位置付け

本プランは、県教育委員会が実施する「学校における働き方改革」の目的、達成目標及び取組等を踏まえ、本町教育委員会及び本町立学校においても「学校における働き方改革」に向けて取り組む内容を示すものとします。

4 プランの達成目標

「勤務時間ガイドライン」において、「勤務時間の上限の目安時間」が示されました。

〈勤務時間の上限の目安時間〉

教職員の月当たりの時間外勤務時間45時間を超えないようにすること
教職員の年間合計時間外業務時間360時間を超えないようにすること

本プランにおいては、「勤務時間ガイドライン」の趣旨を踏まえ、以下の「達成目標」を設定します。

〈達成目標〉

教職員の月当たり時間外業務時間 45時間未満
教職員の年間合計時間外業務時間 360時間未満

特に、厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」による、いわゆる「過労死ライン」（月当たりの時間外業務時間80時間）相当の長時間業務の解消については、早急に図る必要があります。

※ 厚生労働省によれば、月当たりの時間外労働がおおむね45時間を超えて長くなるほど業務と発症との関連性が徐々に強まるとされており、発症前1か月間に100時間又は2か月から6か月平均で月80時間を超えた場合は、業務と発症との関連性が強いとされている。

そこで、「当面の達成目標」として、以下のように設定し、学校における働き方改革を推進していくこととします。

〈当面の達成目標〉

教職員の月当たり時間外業務時間 80時間以上ゼロ

また、学校における働き方改革は、教職員の「生き方改革」でもあり、教職員の時間外業務時間の削減のみならず、教職員のワーク・ライフ・バランスを実現することが重要です。そのため、一人一人の教職員に働き方に関する意識改革を促していきたいと考えます。そこで、意識の変容について継続的な調査により状況把握を行います。

〈調査項目〉

- 時間管理や健康管理を意識した仕事を行うことができていますか。
- 誇りとやりがいを持って仕事を行うことができていますか。
- ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることができていますか。

5 プランの計画期間

本プランの計画期間は、令和元年度から令和4年度までの4年間とします。

「当面の達成目標」については、2年以内という見通しを持ちながら、できるだけ早急に達成できるよう、本プランによる取組を進めていきます。

また、取組の見直しを行いながら、「達成目標」が達成できるよう、更なる実効性のある取組を推進していきます。

第3章 学校における働き方改革推進のための具体的な取組

〈 県内一斉の取組 〉

県教育委員会、本町教育委員会及び学校が、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、以下の取組を進めていきます。

1 リフレッシュデイ(定時退校日)の設定

各学校ごとに、週1回以上のリフレッシュデイ(定時退校日)を設定します。
計画的に業務を進め、当日は、教職員が勤務時間終了時に退校できるようにします。

※ 全教職員が週1回以上、定時に退校できる環境を整えることを原則とし、学校の状況に応じて、一斉の設定や個別の設定など柔軟に対応することとします。

2 リフレッシュウィーク・学校閉庁日の設定

夏季休業中の1週間程度(8月10日から16日まで)を県内一斉のリフレッシュウィークとし、教職員の連続休暇の取得を促します。

また、原則としてリフレッシュウィーク期間中に、連続する3日間以上の学校閉庁日を設定するよう努めます。

※ 学校閉庁日には、講習や部活動、学校施設開放、電話対応などの対外業務を行わないことを原則とします。

3 部活動の活動時間及び休養日の設定

- 週当たり2日以上 of 休養日を設定します。(平日1日以上、週末1日以上)
- 第3日曜日の「家庭の日」は原則として部活動を実施しません。
(高千穂町:校長の判断により週末及び家庭の日に大会参加等で活動する場合は、休養日を他の日に振り替えます。)
- 1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、休業日3時間程度とします。
- 夏休みなどの長期休業中には、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設定します。

※ 【参考③】「宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」

「高千穂町運動部活動・文化部活動の活動時間及び休養日の設定等に関する方針」

4 教頭の長時間業務解消への取組

- 学校内施設(校舎等)の鍵の開閉は、教頭のみが行うこととせず、全教職員等で協力して行います。
- 児童生徒の登校時間については、学校と県教育委員会・本町教育委員会が連携し、保護者や地域の理解・協力を得て、学校が適切な登校時間を設定し、学校が設定した時間の登校の促進に努めます。

5 家庭・地域等との連携による業務の役割分担と適正化への取組

- 「登下校時の通学路における安全確保のための対応」については、学校と県教育委員会・本町教育委員会が連携し、関係機関・地域との連携を一層強化します。
- 「放課後から夜間などにおける見回り」については、学校と県教育委員会・本町教育委員会が連携し、警察や地域ボランティア等の協力を得て実施します。
また、「児童生徒が補導されたときの対応」については、第一義的には家庭(保護者)が担いつつ、学校と連携を図りながら対応するよう理解や協力を求めています。
- 「学校徴収金の徴収・管理」については、銀行振込・口座引落による徴収を基本とし、徴収・管理は教員以外の者が担当します。
- 「地域ボランティアとの連絡調整」を行う方々(地域学校協働活動推進員等)との連絡調整を行う学校側の窓口については、地域連携担当(主幹教諭や事務職員等)を位置付ける等、学校のニーズや課題に対する協力が得られるような体制づくりを進めます。

〈 町教育委員会の取組 〉

取組内容Ⅰ 学校における業務改善に関する取組

Ⅰ 専門スタッフ等の配置

(1) スクールソーシャルワーカーの配置

多様化する問題に対応するため、チーム学校の実現に向けた教育相談体制を整備し、スクールソーシャルワーカーの西白杵3町での合同配置を行います。

【具体的な計画(予定)】

〈令和元年度・令和2年度〉

- スクールソーシャルワーカーの合同配置に向けての検討
→ 効果を検証 → 効果を基に次年度以降の配置を検討

(2) 特別支援教育支援員の配置

特別支援教育における支援の充実を図るため、特別支援教育支援員をこれまでどおり配置します。

【具体的な計画(予定)】

〈令和元年度・令和2年度〉

- 町内の全小・中学校に特別支援教育支援員を配置
→ 効果を検証 → 効果を基に次年度以降の配置を検討

(3) 複式解消非常勤講師の配置

教職員の負担軽減を目的として、複式解消非常勤講師をこれまでどおり配置します。

【具体的な計画(予定)】

〈令和元年度・令和2年度〉

- 町内の複式学級を有する小学校に複式解消非常勤講師を配置
→ 効果を検証 → 効果を基に次年度以降の配置を検討

2 校務支援システム等のICTの活用

(1) 小・中学校における活用推進

学校における業務及び授業の効率化を図るため、校務支援システム及びタブレットPCの活用推進を図ります。

【具体的な計画(予定)】

〈令和元年度・令和2年度〉

- 町内全小・中学校に導入した校務支援システム及びタブレットPCの活用推進
- ICTを活用した授業研究会の実施

(2) 統合型校務支援システムへの参画

学校における業務の効率化を県内一斉に図るため、県教育委員会主導で行う統合型校務支援システム導入に向けた研究に共同参画します。

【具体的な計画(予定)】

〈令和元年度〉

- 事前研究事業
県・市町村との検討・調整(協議会)、市町村のネットワーク調査

〈令和2年度〉

- 導入事業
システム構築に向けた検討・調整(協議会)

3 小・中学校共同学校事務室の設置

小・中学校において、新たに設置される共同学校事務室によって事務の効率化や学校の業務改善の取組を行うとともに、事務職員が校務運営に参画します。

【具体的な計画(予定)】

〈令和元年度・令和2年度〉

- 町内共同実施推進会議等での共同学校事務室設置に向けた協議及び町内教職員への説明
- 共同学校事務室の設置及び推進

4 学校と地域及び関係機関・団体との連携

(1) 地域学校協働活動の実施に向けた取組

学校と地域、関係団体が一体となって地域全体で児童生徒の学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指した取組を行います。

【具体的な計画(予定)】

〈令和元年度・令和2年度〉

- 地域学校協働活動の実施に向けた調査・研究
→ 効果を検証 → 効果を基に次年度以降の導入を検討
- キャリア教育の充実を図るための地域及び関係団体との連携の在り方に関する調査・研究
→ 効果を検証 → 効果を基に次年度以降の導入を検討

(2) 関係機関との連携・協力体制の推進

学校だけでは対応しきれない複雑化・多様化する問題に対応するため、これまでどおり福祉部局等関係機関との連携を推進します。

【具体的な計画(予定)】

〈令和元年度・令和2年度〉

- 生徒指導上問題を抱えた児童生徒への支援
→ 不登校傾向及び家庭に問題を抱えている児童生徒への支援について、町福祉部局及び町保健福祉総合センター・警察等の関係機関と連携した取組を推進する。
- 就学指導等における支援
→ 未就学児の就学及び特別な支援を必要とする児童生徒への支援について関係機関との連携した取組を推進する。

取組内容2 勤務時間管理の徹底に関する取組

1 勤務時間の管理及び適正化

教職員の勤務時間管理を行い、町教育委員会が把握・集計するシステムを構築します。また、把握した勤務時間については、健康管理や業務改善等の支援に活用します。

【具体的な計画(予定)】

〈令和元年度・令和2年度〉

- 町内教職員を対象とした勤務時間入力の実施
- 町教育委員会において勤務時間を適切に把握し集計するシステムの構築

取組内容3 教職員全体の働き方に対する意識改革に関する取組

1 教職員全体に対する意識改革

学校における働き方改革に対する理解を深めるとともに、教職員の働き方に対する意識改革を促すための取組を実施します。

【具体的な計画(予定)】

〈令和元年度・令和2年度〉

- 「高千穂町 学校における働き方改革推進プラン」の作成
- 県・本町作成の「働き方推進プラン」における教職員への周知及び校内研修等での活用推進

2 管理職に対する意識改革

学校における働き方改革を推進するため、管理職を対象に教職員の組織管理・時間管理等のマネジメント能力育成に関する指導・支援や、働き方改革の成果を共有する研修の推進に努めます。

【具体的な計画(予定)】

〈令和元年度・令和2年度〉

- 町校長会・教頭会における働き方改革に関する研修の実施
- 学校支援訪問等における働き方改革の推進に関する指導・支援

3 心と体の健康に対する意識改革

学校における働き方改革を推進するため、働きやすい環境づくりや教職員自身のストレスマネジメント能力向上のための研修への参加を推進します。

【具体的な計画(予定)】

〈令和元年度・令和2年度〉

- 働きやすい環境づくりに必要な職場の安全衛生管理体制の充実やメンタルヘルス対策に関する管理職を対象とした研修への参加推進
- 教職員自身のストレスマネジメント能力向上のためのメンタルヘルスに関する研修への参加推進

4 部活動運営に関する意識改革

学校における働き方改革の推進と生徒の健全育成を目的として、中学校における部活動の運営等に関する方針を示し、効率的・効果的な部活動運営等を推進します。

【具体的な計画(予定)】

〈令和元年度・令和2年度〉

- 「高千穂町 運動部活動・文化部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」の作成及びそれに基づいた学校への指導・支援
- 部活動指導者等への研修への参加推進

〈 学校の工夫による独自の取組 〉

1 管理職の取組の推進

管理職は、学校経営ビジョン等に教職員の働き方を改善する項目を明記するとともに、具体的な業務の見直しや簡素化・工夫及び校内での分担の見直しなどを行い、教職員が限られた時間を授業準備や児童生徒とふれあう時間に充てられるよう、具体的な取組を進めます。

【見直し・簡素化・工夫の例】

- 働き方改革につながる校時程の工夫
- 学校行事の簡素化(過度に完成度を追求しない)
- 小学校における教科担任制の導入(可能な限り)
- 学校評価の簡素化(簡潔な重点課題の提示等)
- 休日の地域行事の参加の取りまとめや引率の在り方
- 学力向上・進路実現に向けた外部機関との連携

2 学校全体の取組の推進

学校全体の取組として、管理職のリーダーシップの下、具体的な取組を進めます。

【具体的な取組の例】

- 学校組織体制の改善
 - ・ 校務分掌等の見直し
 - ・ 学校の重点課題を基にした組織編成
- 行事、会議等の精選
 - ・ 「必要なのか」という視点の再検討
 - ・ スクラップ&ビルドで増やさない工夫
- 同僚間でのサポート体制の構築
 - ・ 一人で抱え込まずにワークシェア
 - ・ 協力体制のルールづくり
- 時間管理の推進
 - ・ タイムマネジメントによる業務の効率化と休憩時間の確保
 - ・ 日々の仕事のゴールの設定
- 計画的な休暇取得に向けた校内サポート体制の構築

3 教職員一人一人の取組の推進

教職員一人一人の取組として、「自分の働き方」を見直すために、具体的な取組を進めます。

【具体的な取組の例】

- 仕事にメリハリを付ける。
 - ・ 優先順位や取り組む時間を決めて職務遂行
 - ・ スケジュール管理に心がけ、年間、学期等で計画的な職務遂行
- 無駄を省く
 - ・ 身の回りの整理整頓、文書の縮減、書類やファイルの整理
 - ・ 教材やデータの共有化
- 会議は中身で勝負
 - ・ 説明は最小限に、中心は質疑と協議
 - ・ 資料は原則ワンペーパー、事前配付
- 計画的に休暇を取得する。
 - ・ 年間を見通し、計画的な休暇取得
 - ・ 質の高い教育活動のための心身のリフレッシュ